

## 本校の概要

### 1 本校の設立の目的と性質

本校の正式名称は『在イラン日本国大使館附属日本人学校』である。日本国内の小学校または中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設である。現地の日本人会が主体となって設立し、1968年（昭和43年）6月8日に開校した。その運営は、日本人会の代表者、保護者の代表者等から構成されるテヘラン日本人学校運営委員会によって行われている。運営の経費は、主として授業料によってまかなわれるものであるが、校舎借料・講師料の一部は、日本国政府によって補助される。

### 2 文部科学省からの位置づけ

本校は学校教育法施行規則第63条により、国内の小中学校と同等の課程を有するものとして、文部科学大臣より認定された在外教育施設であり、本校中学部卒業者は日本国内の高等学校入学資格を有する。教育基本法・学校教育法に準じ、本校の教育課程は、文部科学省が示す学習指導要領に基づいて実施しているが、より柔軟な構成も可能とされている。

また、派遣教員は文部科学大臣により任命され、日本国内基準に準じて派遣されている。教員派遣経費は文部科学省より支給される。

### 3 本校の二面性

#### 【私的側面】

設置者はテヘラン日本人会で、私費により運営（授業料等徴収）している。

#### 【公的側面】

海外子女教育の重要性から、国策として教員派遣等の支援をされている。

### 4 イラン政府からの位置づけ

本校は、イラン政府より、在イラン日本国大使館附属日本人学校として外国人学校の許可を受けている。

### 5 本校の運営

#### ○ 学校運営委員会

本校の最高意思決定機関で、学校の設置、運営、転入学等に責任を有する。

